

平成 22 年第 1 回更別村議会定例会会議録(2 日目)

平成 22 年 3 月 19 日

1. 応招議員は別表 1 のとおりである。
2. 出席及び欠席の議員は別表 2 のとおりである。
3. 会議事件は別表 3 のとおりである。
4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 4 のとおりである。
5. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 林 光男 書記 吉本 正美
書記 佐藤 ちはる

		議 事
議 長		ただいまの出席議員は、7 名であります。 定足数に達しております。 これよりただちに本日の会議を開きます。 (10 時 00 分)
議 長		本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は会議規則第 118 条の規定により、議長において 7 番本多さん、1 番赤津さんを指名いたします。
議 長		日程第 2、諸般の報告をいたします。 諸般の報告は、印刷してお手もとに配布しておきましたから、ご 了承願います。
議 長		日程第 3、村政に関する一般質問を行います。 順次発言を許します。 2 番 高橋さん
2 番高橋議員		通告に従い、一般質問をさせていただきます。 内容については、質問事項についてでございますけれども、村長 のマニフェスト達成率についてということでお伺いをしたいと思い ます。 私は一期 3 年を迎えた村長のマニフェスト達成率についてご質問 させていただきます。 岡出村長は平成 19 年度、2 票差ということで見事当選を果たし、 住民にとっても、その差には大変驚き、また村長自身もその重責に は大変引き締まるという思いで、この 3 年間を過ごしたことと思い ます。

また、各会議、その他、色々な行事関係には多忙の中、お顔を出している姿を良く見かける次第でございます、住民に対する住み良いまちづくりと言いますか、住民意識に立ったことで住民のお話を聞く努力をしているなど常日頃私は思っている次第でございます。

さて、村長のマニフェストは5つございます。公約について掲げている次第でございますけれども、まず現在の達成率をお伺いしたいと思います。

また、私は公約の中で、教育の振興、夢を育む豊かな教育環境を作りますと掲げておりますけれども、その中で子育て支援の一環として、満3歳からの幼稚園入園等、幼児教育の更なる充実を行いますとありますが、実現されておられません。幼保一元化も視野に入れてのお考えを伺いたいと思います。

また、もう1点については市街地の活性化ということで、20年度においても市街地活性化基本計画素案が示されており、本年度も予算化されてございますけれども、これからの詳しいことについてはまだわからない次第でございます。

以上のことから、この2点については急務だと思いますが、その具体的なお考えを伺いたいと思います。

岡出村長

高橋議員のご質問にお答えを申し上げます。

この更別村を日本一豊かで、美しい農村にしたい、誰とも対話が進められて笑顔あふれる村づくりをしたいという思いで村政を担当させていただき早くも満3年となるところでございまして、この間、村民の皆様にお約束をいたしました公約の達成につきましては、自分なりにその都度、点検をいたしているものでございます。

私のマニフェストは、ご承知のとおり、5つの柱を元に細かくは46項目の実現をお約束をいたしておりまして、これまで議会を始め、村民皆様のご支援とご協力を賜り、現在までの達成度といたしましては、項目的には甘いかもしれませんが概ね7割程度と自己評価をしているものでございます。

しかし、マニフェスト以外に時々懸案に適確にどう対応出来たのか、また特に重要な村民の皆様にごどのようにお認めをいただいているのか、村民の満足度はどうなのか。これらにつきましては単に判断が出来ないところでございます。従って、常に初心に返り日々努力するしかないと心に決めまして、村政の執行にあたっているものでございます。

その中でご質問の1点目、マニフェストで実現されていない、満3

歳からの幼稚園入園についてでございます。

私は、子育て支援と幼児教育が大切との支点から、保護者の方々が選択出来る環境の中で、保育所と幼稚園がそれぞれの良さを発揮し、充実した保育、教育を行うことが常々大切と思っているところでございます。

そこで、開園以来、幼保一元とも言うべき幼児教育と保育の役割を担ってきた幼稚園について、保護者のニーズから満3歳からの入園も必要と考えまして、特に上更別地区の保育環境は、更別地区の状況にはないことから、満3歳児到達時点からの入園をマニフェストで見させていただいたものであります。

幼稚園の開設者は村長であります。管理運営は教育委員会となっております。満3歳児到達時の入園につきましては、マニフェストに基づいて教育委員会で検討されてきておりまして、諸般の事情から遅れておりますけれども、教育委員会においては、新年度より、まず上更別幼稚園から実施すべき準備が進められているということでございます。

次に、幼保一元化の考えでございますけれども、更別村の幼稚園における幼保一元化につきましては、開設以来、実施をしてまいっております。これまで保護者のニーズに応えるために保育時間の延長、長期休業日の短縮等、保育面の充実を図ってきたところでございます。

この度、新政権下において、再び幼保一元化の検討が進められているところでございまして、今後出される国の幼保一元化の考え、幼保施策方針を受けて本村における幼保一元化の方向性を出してまいりたいと思っているものでございます。

続いて、2点目のご質問、市街地活性化の具体的構想についてあります。

市街地につきましては、地域住民の方々等の生活と交流の場であり、地域における社会的、経済的並びに文化的活動の拠点として、ふさわしく魅力ある市街地の形成を図ることが必要と考えているところでございます。

現状は、少子高齢化や近隣市町村への大型店舗の進出により、購買力の低下等の影響を受けて、厳しい状況が続いているものでございます。

魅力ある市街地の形成が喫緊の課題と考えて、マニフェストの夢と活力ある産業づくりを目標に、村の顔である商業地の元気づくりとして、市街地空洞化対策やまちなか居住の促進を図るために、市街地活性化計画の策定を掲げさせていただいたところでござい

す。

こうした中で、私が就任の平成 19 年度に調査に取りかかりまして、平成 20 年度には商工会をはじめとする関係機関団体並びに一般参加の住民の方々のご協力を得て、更別村市街地活性化基本計画、素案であります。これを策定したところでございます。

この素案につきましては、市街地活性化の方向性を示したものであり、杜を育む豊かなまちづくりで市街地の活性化をテーマに、3 点のプロジェクトで構成されております。

プロジェクトの 1 点目につきましては、市街地の利便性を向上し、賑わいと呼び込むしかけづくりからなる、賑わい創出プロジェクト、2 点目は、歩行者空間並びに道路整備を通して、安全・安心な街並み形成と健康増進からなる、健やか安心プロジェクト、3 点目として、街並みのイメージアップで潤いのある空間の演出からなる、街並み快適プロジェクトとしており、事業メニュー案としては、街なかポケットパーク、アンテナショップ、歩いて楽しい空間整備、街路樹の整備、花いっぱい活動等、19 の事業メニューが提案されているところであります。

本計画の進捗状況につきましては、平成 21 年度におきましても住民要望と新たな提案などによるまちづくりを進める観点から、商工会等の関係団体と町内会の方々 11 名のご協力をいただき、市街地活性化協議会を組織いたしまして、活性化基本計画（素案）を具現化するための検討を進めているものでございます。

現在まで、各事業の課題整理と整備優先順位の検討等を進める中で、生活利便、コミュニティ機能及び商工業振興機能を有する施設の整備が必要とご提案をいただいております。計画の骨格づくりを進めているところでございます。

こうした中で、実施計画の策定と拠点施設に位置付けられる施設の用地について、約 1 年程時間を要してございますけれども、ようやく所有者の理解を得られることになりまして、平成 22 年度予算に用地買収を計上させていただいたところでございます。

なお、平成 23 年度には更別商工会の設立 50 周年という節目を迎えることから、商工業の振興、発展を支えるためにも、早期の事業実施が望まれるとともに、平成 24 年度には高規格幹線道路、更別インターチェンジの完成が予定されております。交通量の増加に伴う安全対策や通行客等の市街地誘導対策も必要と考えているところであります。

更に、農業基盤整備の中核を担っていただいております。帯広開発建設部十勝南部農業事業所が国営かんばい事業の終了とともに、

議長
2 番高橋議員

平成 24 年度頃に事業所の閉鎖が予定されておりまして、村がこの跡地の買収を計画し、市街地と農業振興をテーマに農商工連携に向けた利活用計画等も含めて、早期に事業実施が出来るように取組んでまいりたいと考えているところでございます。

一方、これまでも本事業計画に先立ち、商工業者の事業活動に対する支援策であります、商店街活性化事業や市街地道路整備事業、民間賃貸住宅建設促進事業等を進めさせていただくとともに、平成 22 年度からは街なかへの居住の誘導も視野に入れた、民間住宅建設促進事業等に取り組ましまして、喫緊の課題であります、市街地活性化に向けて、市街地活性化基本計画や各種の施策等を推進してまいりたいと思っております。

これら取組みの事業化につきましては、大変難しい事業でありまして、これまで取組みされてこなかった分野でございますけれども、マニフェストに掲げさせていただきました、豊かな大地に笑顔あふれる村づくりの実現に向けて、各種施策を着実に推進し、まちづくりを進めてまいるものでございます。

なお、具体的な計画の素案段階で議会とも意見交換させていただくものでございます。

以上、答弁といたします。

2 番 高橋さん

ただ今、村長より答弁がございました。

まず私の意見もでございますけれども、今、村長の答弁の中で何点かお聞きしたいと思います。

まず 5 つの公約があった中で 46 項目掲げているということで、達成率 70%程度というご意見だったと思いますけれども、これは 22 年度予算も入れてという理解でよろしいのでしょうか。

それが 1 点と満 3 歳の入園については 22 年度実施というお話でございましたけれども、これも具体的にもう 1 回お願いしたいと思います。

また 2 点目の市街地活性化事業は平成 22 年度に土地購入ということで予算化されておりますけれども、23 年度からは予算は未定でございます。そんな中で最終的にはどの程度の予算規模になるのかということをお聞きしたいと思います。

議長
村 長

岡出村長

マニフェストの達成度を出すのは至難の技でございますし、手を付けたから達成したという考えもございまして、完全にそれが終わっていないからではないという判断もありまして、ただ私は掲げさせていただいたものの 7 割については先が見えるような形に出来た

議長
2 番高橋議員

とってございまして、7 割程度と申し上げたところでございまして、現在までそのようなことで進んでいるものと判断をいたしているところでございます。

なお、手を付けたばかりのものもございまして、これにつきましては将来とも引き継いでいってもらえればありがたいなというところであります。

それから満 3 歳時からの入園につきましては、平成 22 年度から上更別幼稚園からやっていきたいということでございます。

それから、市街地の活性化、事業総予算はどの程度見込んでいるのかということにつきましては、私は事務方に指示をしているのは、総額で 500,000 千円程の範囲内で計画をして欲しいと、そしてその財源についてはきちんと基金等を積んで確保しておいて欲しいということをお願いしているわけでありまして。この数字が適当かどうかと言いますのは、やはり議会審議の中で決めていくものだと思ってございましてけれども、やはりそういう財源をある程度確保した中でやらなければ、この事業は進んでいかないと思ってございまして、そういう外郭的なものでありますけれども、そういう指示の元に庁内は動いているということであります。

2 番 高橋さん

最後の質問になるかと思いますが、まとめて簡潔に話したいと思いますが、まず最初に 5 つのマニフェストについて先が見える範囲ということで、私も理解する次第でございまして。

また満 3 歳の入園については上更別から実施するというところでございました。

この件については、また私の意見は後から言わせていただきます。

市街地活性化については、将来 500,000 千円程度の規模を予定しているという中で、色々なことを模索しながらやっていきたいというご意見でございました。こういう中で、私の意見を満 3 歳児についてと市街地活性化については私の意見を述べさせていただきたいと思いますが、1 点目の満 3 歳の入園については、これについては 2 回目の質問になるかと思いますが、幼稚園とも自分なりに話をさせていただきました。幼稚園では出来る限りそういう人がおられるのなら、是非満 3 歳時からの入園もお願いしたいという園長のご意見でございました。また、中札内村との広域連携の中で、中札内村も今年、保育所を建て直すということでございましてけれども、幼稚園は幼稚園ということで、広域の中で中札内村からの幼稚園の人を受け入れても、これもどうなるのかということでございます。お聞きしますと、本年度も昨年と同人数、4 月、5 月の転入

議
村

長
長

の方も入れて 45 名と園長はおっしゃっていました。大変、どんぐり保育所から見ると広々と 100 名程度の予定だったはずで半分に満たないということで、大変余裕のある中でやっているということで、広域連携の中で受け入れたらどうかと提案する次第でございます。

それから幼保一元化については、文部科学省と厚生省との間で整合性について 24 年に具体化するということも出ておりますので、そういう状況も見ながら幼保一元化は進んでいけば良いのかなと思う次第でございます。

次に市街地の活性化でございますけれども、将来 500,000 千円、また森づくりとか、本年度は土地購入と色々ございます。聞く限り、だいたい全て網羅しているのかなとは思いますが、最終的には商店の人達が頑張る気持ちがあつての中で住民が買い物に行きやすさを村で協力と言いますか提案すれば良いことであると私は思う次第でございますので、この大きな規模となると思いますので、環境は整えたけれども、また中身が悪いという中では大変私達も困る次第でございますので、自分も更別市街は将来なくなっては困ると思っておりますし、なるべく買い物も更別で買う努力はしているつもりなので、そういうことを念頭において達成されることをお願い申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

岡出村長

幼稚園の問題でありますけれども、やはり少人数なりの幼児教育を高める努力というものが必要になってきますし、また満 3 歳児を受け入れても余裕がある中では広域的な受け入れもしていかなければならない時代でないかなと思っております。ただ中札内村も行きたいという人はいるらしいのですけれども、更別村まで通わすということには至っていないようですので、この辺は私どもの村内の足固めをきちんとしていくことが先決かなと思っております。

幼保一元化の問題、これはもう 10 数年来のお話でありまして、私が平成 10 年に教育長になった時からこの問題があるわけです。特に都会では保育所と幼稚園、それぞれ設置をしても機能していくわけでありまして、私どものような小さな村におきましては、最初から幼保一元化が必要だったわけでありまして、幼稚園設置の際に議論になったのが、そういうことなのです。幼稚園にすべきか保育所にすべきか、最初は既設の保育所から常設保育所になるという案をまとめてあったわけでありまして、それぞれ保護者の方々からこれからの時代は幼稚園で行くべきだという多くの意見をいただいた中で幼稚園にした経緯があります。そしてその中で幼稚

園になったら保育の部分はどうかということから早くから設立当時から午後保育というものを取り入れて幼保一元化に取り組んできた中で時代が進んでまいった中で、0 歳児から 3 歳児までどうするのかという問題が出てきたわけで、それにつきましては、現在、どんぐり保育所の方々が本当に手作りからこの問題に取り組み、現在の姿になっているわけでありますから、これはお互いに良いものを出し合って更別村の子育て、幼児教育に貢献していただければと思っていますところであります。

幼保一元化の線が国の方で出ましたら更別村に取り入れて良いものは大胆に変えていく必要があるかもしれません。そういうことの中で情報を捉えて私どももこれにつきましては真剣に取り組んでいきたいと思っていますところであります。その際には、どちらか廃止という場面も出てきます。そうした場合に住民の方々、保護者の方々がどういう判断を示されるのか大変重要な問題になりますので、大きな改革の時には十分、住民の意見というものを取り入れて決断をしなければならない時代が来るかと思っていますところであります。

それから商店街、市街地の活性化でございますけれども、現在、検討委員会で検討していただいておりますけれども、本当に商店街の方々も危機感を持ってございまして、現在、真剣に取り組んでいただいておりますところであります。私は従来行政が先走りをして、こうすれば良くなるのだらうということも多々あったと思うのです。だけれども、そうなってしまっはあとはどうなるのだということも出てきますので、私はこのプロジェクトは少し遅れている所は皆様方との協議を十分にすると指示を出してございまして、そういったことから少し遅れているということもご理解をいただきたいと思います。そしてこの事業に推進、それから事業後におきまして出来た時には住民の方々、市街地の方々がその施設を守り、維持していってもらいたいと私は思っておりますので、十分な議論の上にこういう計画を練り上げてまいりたいと思っていますところであります。

以上であります。

3 番 菊地さん

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今日は 4 項目について質問させていただきます。

早速ですが、1 項目目についてお伺いいたします。

昨年、12 月定例会の時に実は一般質問をしたいなと思っていたのですが、ワクチンが発売されて間もない時期でありましたものです

議長
3 番菊地議員

から、先程の村長のお言葉をお借りしましたら、先走らないようにということで今回まで保留させていただきました。

では質問を始めます。

今回は、子宮頸がんワクチン無料接種の取り組みということをお願いしたいと思いますが、女性特有がんの助成の更なる推進について3点お伺いいたします。

1点目です。

国の女性特有がん検診推進事業創設に伴いまして、乳がんと子宮頸がん検診無料クーポンを対象年齢に達した村民に配布し、検診率向上と早期発見に取り組んでいます。このクーポンの配布は平成22年度も継続ということで大変ありがたいことと思っております。

昨日、私もそのクーポン件を利用させていただきまして、北斗病院の方で乳がん健診を済ませてまいりました。あと10日程で結果が出るということで、ちょっと緊張しておりますけれども、その今年度途中から始まりましたこの事業の健診率等、取り組み状況について具体的にお伺いいたします。

2点目です。

子宮頸がん、この女性特有がんの中には大きく分けて、乳がんと子宮がんというのがあります。この中の子宮がんというのは2つございまして、子宮の入り口付近に出来る子宮頸がんというものと、子宮の中側の方に出来る子宮体がんという2つのものに分かれております。

私が今日申し上げますのは、子宮頸がんについて申し上げたいと思っております。

これは、子宮頸がんというものは、実は20代から30代の妊娠・出産世代である若い女性の中での発症率が非常に高くなっていることで社会的な問題にもなりつつあります。この日本の子宮頸がんの受診・健診の受診率というのは、日本国全体で見ますと20%程度なのです。先進国を見ますと大体低くても60%、高い所では80%という数字を保っています。その中でも今、申し上げました子宮頸がんの健診・受診が必要な20代、30代の方の受診率が非常に更に低くなっております。20歳から24歳までの方々は5.6%という厚生労働省のデータが出ています。この子宮頸がんの原因というのが、ヒトパピローマウイルス、通称HPVウイルスの感染によるものと明らかになっておりまして、予防のワクチンというのがあります。これが昨年の10月16日に厚生労働省が正式に承認いたしました。そして去年の12月に販売も開始されております。

子宮頸がんは国立がんセンターのがん対策情報センター人口動態

統計によりますと、年間約 15,000 人が発症して、そのうち 3,500 人の方がお亡くなりになっています。初期症状はほとんど無い。結婚・妊娠・出産の時期と重なる世代に発症率が非常に急上昇している。この年代では乳がんよりも高くなっています。また、健診率も低く、早期発見では難しい。自覚症状もない。自覚症状をご本人が感じた時には既にかなり進行した状態でして、そうなりますと他臓器への転移ですとか、子宮の全摘出、最悪の場合は命も失うということになっております。

子宮頸がんの予防ワクチンは、半年の間に 3 回接種することが必要で、現在のところ任意接種のために全額自己負担になっています。更別の診療所では 1 回 15,000 円、半年の間に 3 回の接種が必要ですので、自己負担全額 45,000 円が必要になってきます。

私、今日この質問をするために実は先週の 11 日に診療所で子宮頸がんのワクチンを接種してまいりました。副反応のことが心配だったものですから、副反応としては、インフルエンザの予防接種とは大した変わらないような筋肉注射ですので、接種した部分が重いような、だるいような感じはいたしましたが、私の場合はその程度で元気に今もここにおります。

そのワクチンですけれども、先進諸国では既に 10 歳から 15 歳の女の子を対象に公費の負担による無料接種が始まっています。国内でも既に道内外の接種の公費負担を決定した自治体があります。道内では幌加内が平成 22 年度から全額公費負担での任意接種が決まっています。更別村におきましても、公費による無料接種の取り組みが私は必要だと思います。村で育つ子ども達と、そしてまたその子どもが産む子ども達の命を守ることができるのです。この子宮頸がんの予防ワクチンの公費全額負担制度の取り組みを提案いたします。

3 点目です。

子宮頸がんの予防は検診を受けること、そしてワクチンを接種することだけでは不十分だと思っています。

これは子宮頸がんの原因となる HPV ウイルスというのは、性交渉によって感染するということがはっきりわかっています。そのためには、学校教育の中での健康教育は非常に重要な役割を占めてくるものと私は考えます。そのため、海外での子宮頸がん予防としてのワクチン接種というのは、性交渉前の世代、大体 12 歳前後の女の子さん方に接種することが、ほぼ当たり前のようになっているようです。この子宮頸がん予防ワクチンを接種して、更に健診率の低い 20 代からでも健診を定期的に受けることによって、その効果が更に

議
村

長
長

向上するわけですから、その子ども達になぜそういうことが必要なのか、どうやって自分の体を自分の命を守るかということを、小さいうちからきちんと正しい知識を身に付けさせることが非常に大事だと思います。家庭教育の中でも行われるべきことだとは思いますが、学校教育の中でも是非これをきちんと位置付けていただきたいと思います。

子宮頸がんだけでなく、今管内でも高校生にまで低年齢化しております性感染症の蔓延という問題も、これによってかなり未然に防ぐことが出来るのではないかと考えます。男女同様に義務教育中の正しい健康教育の必要性を感じますけれども、その現状と効果、今後の取り組みについて教育長、教育委員長にお伺いいたします。

岡出村長

菊地議員の女性特有がん対策の更なる推進についてお答えを申し上げます。

1 つ目の無料クーポン券の利用状況等、検診率についてでございます。

女性特有のがん検診推進事業につきましては、国の経済危機対策の一環として平成 21 年度に急きょ創設されたものであります。

事業内容といたしましては、一定の年齢に達した女性に対し、子宮頸がん及び乳がん検診の無料クーポン券の配布と検診手帳を交付する等して、女性特有のがん対策を推進するというものでございます。

平成 21 年度は、この事業を実施する町村に対して事業費の全額が国庫負担でみられたところでございます。

こうしたことを受けて本村においては、かねてから実施しております、帯広厚生病院人間ドックのオプション検診や対がん協会の集団検診申込者以外の方の受診機会を拡大するため、昨年 9 月に十勝町村会を通じて、管内医療機関と検診業務の委託契約を締結し、10 月には対象者、乳がん検診は 131 名、子宮がん検診につきましては 112 名の方、その対象者の方に無料クーポン券と検診手帳を個別に配布したところであります。

配布後、毎月提出される契約医療機関からの受診状況を確認しつつ、未受診者に対しては、再度、受診勧奨を行う等してきたところでございます。

その受診状況といたしましては、この 2 月末の状況でございますが、乳がん検診受診、47 名、受診率は 36%、子宮頸がん検診の受診は 25 名でありまして、受診率 22%となっております。3 月にも受診者がおられるかと思われますので、最終的な受診率は若干上がる見

込みでございますが、積極的に受診勧奨をしたにも関わらず、想定より低い受診率となる見込みでございます。

平成 22 年度におきましては、国の補助が 2 分の 1 となりますけれども、村補助を加えて無料にて継続実施を行うものであり、合わせて受診率の向上を図ってまいりたいと思っております。

2 つ目の HPV ワクチン接種の公費助成についてでございますが、ご質問のとおり、子宮頸がんの原因のほとんどが、HPV、ヒトパピローマウイルスの感染によるものとされておりまして、昨年の 10 月に認可・販売開始となった予防ワクチンは、100 種類以上ある HPV のうち、特に子宮がんを発症する率の高い 16 型、18 型の感染予防に効果があるとされておりまして、海外の接種実績から、予防効果は 10 年から 20 年程持続する、予防率は 70%を超えると推定されているものでございます。

このワクチンを接種することによって、高い確率でウイルス感染を防ぐことが出来るということでございますが、終生免疫ではないことから、抗体消滅による再感染も考えられるものでありまして、重要なのは定期的な子宮がん検診を受診するという事だと思っております。

また、このワクチンは予防接種法に規定されていないために、被接種者と接種医との任意予防接種で行われているわけであります。

現在、村が公費負担している予防接種は、原則的に予防接種法に基づき実施しているものでありまして、予防接種の実施によって伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するという法の目的に沿って、被接種者に努力義務があり、行政からの接種勧奨が必要な一類疾病、結核等でございますけれども、これは全額公費負担、被接種者に努力義務がなく、行政からの接種勧奨の必要がない二類疾病、高齢者のインフルエンザ等でございますけれども、これについては一部自己負担の中で行っているものであります。

更に予防接種は、疾病の予防に非常に有効な手段でありますけれども、ごく稀に接種による健康被害も招くリスクを伴っておりまして、任意予防接種での健康被害の場合、予防接種法での救済は受けられません、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法というものがありますが、それが適用になりますけれども、被害者個人による申請となっておりまして、救済内容も予防接種法より低いものとなっているところであります。原則、自己責任ということになります。村民の皆様方が安心して任意の予防接種を受けるためには、予防接種法の抜本的な改正が必要でございまして、現在、国において

議長
教育委員長

昨年新型インフルエンザ対策から改正に向けた検討が行われている段階であります。こうした中に HPV ワクチンを含む任意の予防接種のための公費負担につきましては、こうした法整備の後に公平な取り扱いとなることが理想と思うところでありますけれども、公費負担を求める署名運動や予防の声も日増しに多くなり、また既に接種を受けられる方が増えている現状から、国及び道に対策を講ずるよう要望すると共に国の動きや他町村の状況を踏まえて適切な時期に結論を出してまいりたいと思っております。

3 点目の学校教育の中での健康教育につきましては、教育委員会から答弁をすることとしてございます。

渡辺教育委員長

それでは3点目の菊地議員のご質問にお答えをいたします。

子宮頸がん予防における学校教育の中での健康教育についてのご質問であります。子宮頸がんの原因となる HPV ウイルスにつきましては、性交渉により感染するものであり、12 歳前後の若い世代の女子に予防のワクチン接種が進められているということにつきまして、ワクチン接種の効果に期待をしているところであります。

ワクチン接種による効果も含めてですが、危険から自分の身を守るためにも、健康教育とりわけ性教育は重要であり、男女ひとしく、義務教育の中で正しく教育を行う必要があるということに、まさに同感でございます。

更別村における健康教育の現状についてお答えをいたします。

本村において、小学校の段階から成長に応じ、教育課程を組んで実施しておりますが、小学校において、各学年毎の例を申し上げます。1 年生では体のつくりやおへその秘密、2 年生では男の子と女の子の違い、赤ちゃんはどこからということで教育を受けております。3 年生では体の成長と変化、4 年生では生命誕生の初歩知識や男女の役割、5 年生では心と体の変化、被害と加害、6 年生では生命誕生の仕組み、男女関係、病気のリスク等、学校により若干の違いはあるものの順を追って指導しているところであります。

中学校においては、更にその内容、時間ともに詳細になっておりますが、1 年生では思春期の心、生理的な発達、生命の誕生について、2 年生では異性の友人、社会における男女のあり方、人権と性、3 年生では欲求と行動、病気、性の情報とその対応等、極めて広範囲に成長段階に合わせて、各種の資料等も十分に活用して行われております。それぞれの項目には多くの指導内容が含まれており、一つ一つを紹介するには至っておりませんが、間もなく社会に羽ばたく生徒達の心と体が健康であるようにとの願いを込めての授業であ

議長
3 番菊地議員

ります。

健康教育の効果についてであります。健康教育とりわけ性教育の分野につきましては、知識としての理解とともに、子供たちの心にどのように響いたかが重要でありますので、その効果は子供たちの気持ちや自分の身に置き換えて考えたか等、推し量ることが出来るのではないかと考えます。

更別中学校では、授業後に毎回、全員の生徒から感想文の提出を求めており、その感想文をまとめて生徒達に紹介する等、また保護者にも配布して家庭における性教育への教育と理解をお願いしている中で、感想文には子供たちの真剣な感想や気持ちの変化が表現されているものが多いようであります。子供達の心に響いた授業であることを十分に伺えるものになっていると考えております。

今後の取組みについてであります。子宮頸がん HPV ウイルスの関係、ワクチン接種の重要性等、新たに加えることが必要と考える項目もあるところですが、必要と考えられる全てを限られた時間内で教える、また理解させることは難しい点も多いところであり、その時々に合わせて、指導すべき項目の検討を加えながら、授業時間の確保と内容の充実に努めてまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

3 番 菊地さん

1 点目の検診率についてですが、これは私も昨日受けてまいりましたので、3 月に入ってかなり駆け込みで検診を受ける方がいるのではないかと思います。

子宮頸がんについては平均 20%ということですので、これが2月の段階で 22%ということですので、少なからず効果はあるのではないかというふうに思っております。また検診を受けていない方に対して、個別に受けて下さいという通知を出していただいたこともありがたいことと思っています。きめ細かい配慮に感謝申し上げます。

それから 2 点目で、このワクチン接種ということと道、国に対する公費助成、及び定期接種化の実現要請をしていただけるということで、早急にしていきたいと思いますと思っています。あとこのワクチンの取組みについては是非、素早いご決断を希望いたします。これは少子化対策のみならず、移住・定住化対策にもつながることと思います。子供たちに対する将来を日本を背負っていきます子供たちに対する先行投資であると思いますので、これは急いで慎重に早い時期の実現を是非重ねてお願い申し上げます。

3 点目です。

議 長
村 長

既に小学校、中学校でも教育がなされているということは大変ありがたいことと思っております。更に先生方ですとか講師になる保健師の方々に新しい情報を常に提供して子供たちにも新しい正しい情報を授けていただければと思います。

岡出村長

ワクチンの問題でありますけれども、去年の新型インフルエンザの時のワクチンのこともございますし、今回、本当に国民の関心のある少子化対策にもつながるようなワクチンを認可したということだけでなく、国はやっぱりきちんと認可するならする、接種を推し進めるのであれば、どのような形でそれを推し進めるのか、これは示してもらわないと各町村が競争になっては次々とうこういうワクチンが出てくる度に競争的なことでやるということは私は本当に疑問に思っているのです。ただ、今回のワクチンについては本当に皆さんが関心を持っていて是非、これを公費助成でお願いしたいということでありますから前向きに検討はしてまいりますけれども、こういう問題は国がきちんとやらなければならないと思っているところであります。そういったことから国にも要望してまいりますし、私どもも時期をとらえて十分これを検証しながら決断をしてまいります。

議 長
3 番菊地議員

3 番 菊地さん

村長のおっしゃることもわかります。

この後お伺いさせていただくこともワクチンに関することですので、重なることもありますけれども、ひとりひとりの大切な命を守るということですので、是非前向きに検討いただきたいと思います。

議 長
議 長

暫時休憩いたします。 (11 時 00 分)

休憩前に引き続き会議を開きます。 (11 時 10 分)

議 長
3 番菊地議員

3 番 菊地さん

2 項目目について質問いたします。

子どもの命を守るワクチン接種の公費負担についてということで、先程に引き続き、ワクチン接種のことなのですが、今度は子どもに対するワクチンのお願いです。

感染症の原因となる病原体、ウイルスとか細菌ですけれども、これの毒素を弱めてお薬を作りまして、それを接種して仮に罹患した状態にさせて、それに対する抵抗力を作るのが予防接種ということは皆さんも十分にご存知のことと思います。

このワクチンの目的は、その病気に罹患しないこと、それから、社会的な流行を防ぐことの 2 つで、予防接種法により努力義務のある定期接種と規定のない個人の判断に任された任意接種の 2 種類が

あります。村の診療所でも接種可能な任意接種のワクチンはインフルエンザ、一般と小児、高齢者用、それから新型インフルエンザ、おたふくかぜ、水痘、B型肝炎、Hib ワクチン、肺炎球菌が更別の診療所では任意接種がされています。任意接種ということですから、もちろん全額自己負担ということで希望する方が接種するということです。

この中には、村が助成して自己負担が軽減されるインフルエンザですとか、高齢者に対します肺炎球菌ワクチンというのもございます。この中で子どもに対する非常に有効なワクチンというのが2種類ございまして、Hib ワクチンというものと肺炎球菌、これは高齢者の方には既に助成されているのですが、子ども用のワクチンというのが、2月24日にやっと日本でも発売されて実用化されています。このワクチンは海外先進国と言われる国々では接種されるのが当たり前ということになっておりまして、子どもの肺炎球菌と Hib ワクチンを両方接種することで、急性中耳炎・肺炎・髄膜炎、菌血症等の子どもにとって命に関わります重症な細菌感染症を予防出来る、そういう有効なワクチンだそうです。特に問題なのは細菌性髄膜炎、これは日本において毎年約 1,000 人の子どもがかかっておりまして、この主な原因は肺炎球菌とインフルエンザの B 型、これがいわゆる Hib というものなのです。これがほぼ 100%防ぐことが可能だと診療所の先生にもお話を伺ってきましたけれども、そのようなお話でした。小児科医学会の方でも是非、国としてもワクチン接種をしていただきたいという運動を始めるとのことです。この髄膜炎は死亡率が 5%、発達障害・聴覚障害等の重い後遺症が 20%のお子さんに残ると言われる深刻な感染症です。この髄膜炎に感染して何事もなく今も元気で成長していらっしゃるお子さんも村の中にいらっしゃいます。ですから村の中でも髄膜炎のない子どもの病気ではないということなのです。ただこれは全額自己負担ですので、かなり親の負担が大きいのです。Hib ワクチンを診療所で接種しますと 1 回 6,000 円、これを 4 回接種しなければなりません。新しく出ました小児用の肺炎球菌におきましても似たような金額で接種回数も 4 回というようなことになっています。これは親の意識と経済力の高さが子どもの命を救えることが出来ると言うような状況であるといっても過言ではないと思います。希望者には等しく生きるチャンスを与えていただきたいと思います。

以下 2 点について村長のお考えを伺います。

1 点目、国や道に公費助成及び定期接種化の実現要請についてお願いしたい。

議 長
村 長

2 点目、村独自のワクチン接種の公費の助成についてお伺いいたします。

岡出村長

続きまして、こどもの命を守るワクチン接種の公費負担についてでございます。

ご質問にありますとおり、Hib と肺炎球菌につきましては、細菌性髄膜炎や菌血症等、重症な感染症の 2 大原因と言われ、この予防に大変有効なワクチンが認可されたということでもあります。これらワクチンにつきましても子宮頸がん予防接種でも申し上げましたが、現在のところ予防接種法に規定されていない任意の予防接種となっております。

ちなみに村が公費負担の予防接種法の一類疾病に係る子どもの予防接種費用につきましては、現在 1 人あたり約 56,000 円となっているわけであります。

ご質問の Hib と肺炎球菌の予防接種をしますと、これも 56,000 円かかります。

現在、予防接種法の抜本改正が検討されておりまして、これら任意の予防接種ワクチンが予防接種法の対象となる可能性も出てまいりましたので、私は期待をしているところでございますし、これは国の対策として行われるよう要望してまいりたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

議 長
3 番菊地議員

3 番 菊地さん

国や道に対する要請を行っていくというお答えをいただきました。

また任意でのワクチンですので、親御さんの自己責任において子どもに接種させるワクチンであるということです。実際に村の診療所でも何人かの方が Hib ワクチンを既に接種している方がいらっしゃいます。それだけ子どもの親にとっては興味のある、関心の高いワクチンであるということが言えると思います。

また、診療所の先生にお話をお伺いしましても、これは是非子供たち全員に打ってあげたいというようなお話を伺ってまいりました。少ない子どもを大切に育てる、住み続けたい更別村であるためにも是非検討していただきまして 1 日も早い助成、実現をお願いしたいと思います。

議 長
3 番菊地議員

3 番 菊地さん

3 項目目です。災害時要援護者登録と対策についてということで、今議会におきまして、更別村地域防災計画の改正されたものが報告

されました。

災害時要援護者対策も始まりまして、今後よりいっそう村の方々に寄り添う方法が求められます。

更別村における現在の高齢化率は 26.4%、高齢者のみの世帯は 164 世帯、独居高齢者のみの世帯は 106 世帯と伺っています。

また、そのような中で 3 点確認させていただきたいこととお願いしたいことがございますので、申し上げます。

1 点目です。

救急医療情報キットの配布事業の導入について、救急措置に必要な情報をあらかじめ容器に入れまして、これはテレビですとか新聞でもよく報道されていますので、ご存知の方も多いかと思えますけれども、自宅の冷蔵庫にそれを保管しまして、例えば救急車を呼ばなければならない事態もしくは病院に行かなければならない時に、救急隊員の方が迅速に救急救命活動を行えるようするためのものです。もちろんこれは、万が一、災害があった時に地域の方が救出に行かれたり、役場の方が行かれた時にも十分にご本人にとっても、医療関係者の方にとっても、ご家族にとっても役に立つ有効なものだと私は思っています。

平成 21 年度の更別消防の救急出動件数は 101 件、102 名の方が病院に搬送されています。そのうち高齢者の方が 54 名、ほぼ半数以上にのぼっています。現場の方にお話を伺いましたら、救急で現場に駆けつけた時にはその方の現場での観察状況のみが頼りで、その処置を行うというお話でした。その時に必要なものを探すにしても、その家の中の引出しを開けたりすることもかなわないことですので、こういうものがあれば非常に助かるというお話も伺ってまいりました。これは高齢者または独居の高齢者のみならず多くの方々の村民の方の安心安全対策に貢献出来ることと思います。

今ちょっと小物を持ってまいりました。

こういうものです。特にこれでもなくてもいいのですが、日本の中でこの業者さんだけが作っているということで取り寄せてみました。この蓋を空けますと、こんな紙が入っておりまして、救急情報ですとか、医療情報、かかりつけの病院、科目、持病ですとか、服薬内容、アレルギーがあるとか、骨が弱いとか、緊急連絡先、そんなものを書いておいて、この中に入れて冷蔵庫に入れておくそうです。冷蔵庫というのはどこのご家庭にもありますから、普通その家にいて冷蔵庫を開ける方はいませんわね。ですので、個人情報を守るにあたっても漏えいする危険性が少ないというような話で、それを置くだけではわかりませんので、このようなシールを冷蔵庫の蓋

に貼っておきます。マグネットになっています。もう 1 枚は普通のシールで玄関を入った所の内側に外から見えないような所、なおかつ、玄関を入ったらすぐ目に付くような所に貼っておきます。そうすると、救急の方ですとか、助けに来た方が家に入った時に、この人の医療情報がある、連絡先、保険証の番号ですとか、そんなものがあるなとわかりますので、あちこち探す必要はなく、冷蔵費に直行してこれを持ってすぐに対処出来るというようなものです。これはもちろんご本人の了解を得て設置するものですので強制ではありませんが、こんなものもひとつの手かと思います。これは 1 セット 350 円ということでした。非常に安いコストで、安全が確保出来る良い方法ではないかと思います。このことを導入してはいかがかと思います。

2 点目です。

災害時要援護者登録の現状について、前回、私が地域防災計画と災害時要援護者のことについて一般質問でお伺いしたことがありました。

その後、平成 20 年に始まりました災害時要援護者登録の経過と現状についてお伺いいたします。

3 点目です。

情報共有化の現状について、保健福祉課・災害時の対策本部でもある総務課、また現場部隊である消防の 3 つの部署の連携によりまして、迅速で確実な救助活動が実現することは周知のとおりです。要援護者の方々の情報共有の現状はどうなっていますでしょうか、お聞かせ下さい。

岡出村長

次に災害時要援護者登録と対策についてのご質問にお答え申し上げます。

1 点目の救急医療情報キット配布事業の実施についてであります。

ご質問の中で、この情報キットの内容及び有効性については、議員から詳しく述べられましたので、私からはキットの説明を省かせていただきますけれども、近年、各地で、この自治会、町内会でのコミュニティ活動としても、このキットの配布事業が広がりを見せているということでもあります。

そしてこの事業は、1 キット 350 円程度と非常に安価でかつ、救急医療や災害時の援護活動に有効であると私も思うものであります。

しかしながら、この事業は保険証の写しだとか、既往歴や、治療

議長
3 番菊地議員

内容等の個人情報等を常に整備をして保管の冷蔵庫にも保管の明示をしていただかなければならなくて、また事業を有効に運ぶためには消防との連携、地域支援者への周知をお願いする等、特に必要でございます。これらにつきましては、関係機関と協議をさせていただいて、前向きに検討を進めてまいりたいと思います。

2 点目の災害時要援護者登録の現状についてでありますけれども、現在、65 歳以上の一人暮らしの方、17 名登録されております。65 歳以上のみの世帯につきましては、22 世帯の方が登録されております。要介護認定者 5 名、身体障害者 6 名となっております、重複部分もございますけれども、50 名の方が登録されているということであります。

この中には登録をされなくても、はっきりしております、高齢者世話付き住宅、シルバーハウジング入居の方、28 世帯、支援ハウス入居者 18 戸分、特別養護老人福祉施設入所者、村内では 29 床、その他、老人保健施設、グループホーム、診療所、病院等への長期入院者は、その中から除かれているという現状でございます。

3 点目の情報共有化の現状についてでありますけれども、これにつきましては、なお十分な取り扱いとは言えない現状でございます、個人情報の保護をしっかりと図って早急に共有化してまいります。

以上、お答えいたします。

3 番 菊地さん

1 点目について、これは個人情報とおっしゃいますけれども、命が危ない時に個人情報もないと思います。ですので、これは是非早急に評価していただきまして、お金のかかることでもありませんし、評価等は早急にしていただきまして、一刻も早く実現していただきたいと重ねて要望します。

あと災害時要援護者登録の現状は対象者の方が 568 名と伺っています。そのうちの 1 割にも満たない登録者ということで、これは更にこれを推進しまして、また登録の仕方というのもわかりやすい支援者の方が 3 人いないと出来ないよということではなくて、よりその該当者の方に寄り添った形で、該当者の方の立場に立って登録出来るようなシステムにしていだけたら良いのかなと思います。

それと情報共有化、大分私もお願いしてから 2 年経っていますが、なかなか実現しないということで、準備している間に必要な時が来てしまいますので、これは本当に急いでやっていただきたいと思っています。

関連してですが、災害時要援護者の方々ということですので、村

議 長
村 長

内にはコムニの里、グループホーム元気の里、またこれからコムニ団地に建設予定と言われます福祉施設の予定があります。随分、マスコミでも放映されましたけれども、グループホームでの火災による悲惨な事故というのがございました。これを踏まえまして村として出来る火災を始めといたしました対策、各関係機関との連携、安全点検等についてのお考えを是非お伺いしたいと思います。

岡出村長

キットの話は今後、関係機関と連携を取って進めていくということでございます。

それから、登録は私どももそれぞれ個別にやってこういう現状になっているのですけれども、やはり登録しなくても助けてくれるものがコミュニティとしてあるという現状もありまして、なかなかこれは皆さん大変で、すぐにはならないわけで、支援員の要件が厳しいのだということもありますので、また検討していきたいと思っております。

情報共有化の問題は、特に身体障害者のことにつきましては慎重すぎるくらい慎重なわけであります。これにつきましては私も命を守る仕事だから、きちんと共有しなければなりませんよと、これについては再度きちんとするようにと事務方にも申し上げております。それについては早急にやっていきたいと思っております。

それからグループホームで大きな事故が起きてしまいました。その中でスプリンクラーの問題も基準以下のものは付けなくてもいいという現状の中で付けていないわけであります。今回の事故を受けてやはり設置にあたっては、また既設の施設についてもスプリンクラーを設置するような方針を出していただく、そして設置費については国だとか道、私どもも負担して下さいということであれば積極的に村も負担をしていくことではないかと思っております。これは命を守ることですので、私はそのことをお金を渋るとか、そういうことがあってはならないと思っております。ただ、全国的な問題でございますので、早急にこの問題国及び道で結論を出していただきたいと思っておりますし、各自治体では国に要請活動をしていくということも動きとしてありますので、私どももそれに向かって行動を起こしていきたいと思っております。

議 長
3 番菊地議員

3 番 菊地さん

もう 1 点、地域防災計画と災害時要援護者、災害時弱者と言われる方々のことについてもう 1 点お伺いします。

避難所のことについて、随分と改正された部分を拝見いたしました。村の中にも弱い立場の方の施設もあります。在宅の方もたくさ

		んいらっしゃいます。その中で避難所の中に福祉避難所と呼ばれる、色々なお手伝いが必要な方々に対する、そのような設定のお考えはありでしょうか。
議 村	長 長	岡出村長 やはり、本当の災害時に備えて、そういうものは、あらかじめ予定していかなければならない事業だと思っておりますので、これについては、また庁内で議論して方向性を出してまいりたいと思います。
議 3 番菊地議員	長 3 番 菊地さん	より新しく計画もなったことですので、村の方々に寄り添った施策をお願いしたいと思います。 4 項目目の質問に移ります。 更別高校の存続についてお伺いします。 近年、少子化によりまして、高等学校に進学する生徒さんが非常に少なくなっています。道教委によります道立高校間口削減が推し進められておりまして、閉校する高校も少なくありません。 管内では隣りの中札内村、また浦幌町の高校が地域から消えています。 生徒数の減少による間口削減、それから郡部生徒の帯広市内の普通科への志向も顕著になっています。更別農業高校の存続も、まさに危ない状態にあるということは皆さんもご存知のとおりだと思います。 そこで、更別農業高等学校の存続に向けまして、2 点お伺いします。 1 点目です。 村の支援事業への評価と成果についてお伺いします。 村からの各種助成や補助もかなりの額に達しております。 生徒数の飛躍的な増加がそれによって見られるということと、なかなかつながりにくい現状にあるかとは思いますが、高校を抱える他の自治体におきまして、生徒集めのために同じような、また様々な助成を行って、またそれぞれの期成会では、陳情や署名等、高校の存続に懸命に努力しているところではあります。我が更別村の支援対策事業への評価と成果についてお聞かせいただきたいです。 2 点目です。 更別農業高校の存続について、具体的にお伺いします。 今年度、更別農業高校の 3 年生 2 名が畜大に合格しています。これは快挙だと思います。名門とうたわれています帯広にある農業高校にも引けを取らない結果が出ております。十勝の中で農業高校と

して生き残って行くには、生徒と保護者のニーズを的確に掴んで魅力にある学校にすることです。ここで大きな発想の転換が必要ではないかと思います。

例えば地域の農業後継者育成コース、そして更別高校が持っている生徒数以上にある農業高校推薦枠というものを活かした進学希望者へのきめ細かい指導コース、それから伝統あります生活学科コースといった多様なニーズに対応した特色のある学校作りを前面に押し出しまして、またそれに加えて、国道からの景観をもっといきいきとした学校の姿にしたい。またＪＡや二チ口十勝の商品、また更別農業高校の実習品、色々とおいしいものがあります。それに加えて、村民の皆さんが季節の野菜ですとか、趣味の作品まで置いてもいいと思いますが、そんな直売店を色々な方達の集まる所を村がコーディネートすることで、いきいきとした子供達の活動、また村の特産品がその中から誕生する可能性も大きいと思います。そして高規格道路の更別のインターチェンジの完成によりまして、車の流れ、また人の流れにも変化が期待出来ると思います。その時に商店街にあります空き店舗の活用ですとか、インターチェンジから国道に向かう道沿いにある施設のものによりまして、村外からの人達を引き寄せるアイテムにもなりますし、また地域住民と高校との接点が広がっていき、広範囲に非常に良い効果が期待出来るのではないかと思います。

道教委は、平成 23 年度以降の道立高等学校配置計画を検討しておりまして、十勝管内でも更に学級数の削減、また閉校が危ぶまれています。

更別農業高校でも、2 間口で欠員の多い学年があったりですとか、また通学圏内に同じ農業高校があるという存在が非常に大きいことです。その存続が危ぶまれる深刻な状況にあると思います。

地域の高校存続にかける本気度、また生き残りをかけて、その差別化を図るに、どのようなことが必要かとお考えでしょうか。

教育長にお伺いいたします。

阿部教育長

菊地議員の質問にお答えをいたします。

ご指摘のとおり、少子化の進行と農業者人口減少の要因もあると思われますけれども、更別農業高校への入学者数も減少傾向にあります。

近年では平成 19 年度に入学者 61 名でありましたものが、20 年度は 56 名、21 年度は 46 名となっております。22 年度につきましては、今月末の 2 次募集の結果を待たなければ入学者数が確定しないところ

るですけれども、例年よりは多くの生徒の確保に期待しているところでもあります。

入学者数の減少は、管内的な中学卒業者の減少によるものが大きいと考えておりまして、対前年比では、20 年度は 50 名の減少、21 年度は 226 名の減少となっておりますが、22 年度につきましては 96 名の対前年比の増加となっております。そのことから、各学校等における学級数の増減にも微妙な影響を与えているところでございまして、年によって増減を繰り返しながら総体的には減少を続けているという形になっております。

ご質問の更別農業高校への支援についてであります。更別村におきましては、19 年度から、それまでの支援を 19 年度は実績で 13,800 千円、20 年度で 13,300 千円と大幅に増やしまして、21 年度では予算計上ですけれども 13,770 千円の計上をさせていただいております。このことで生徒が更別農高に通いやすく、いわゆる職業高校であるという有利な特性を生かした分野を伸ばして魅力を高めるということで、更別農高独自に運行しておりますスクールバスの負担金助成、路線バス負担助成、資格取得、更に村内出身生徒の被服助成等を実施しております。また、総体的な支援では、教育振興会の活動、農業クラブ全国大会の派遣、寮の運営経費、生徒募集活動の経費、海外実習の参加経費等にも支援を行っているところでございます。

この助成については、他の町のそれと比較をいたしても決して少ないものではないと考えておりますけれども、他の町と違いますのは、我が町の出身者の割合であります。他の町の高校は、そのほとんどが普通科高校というところが多いわけですが、自町の出身生徒が過半を占めている例が非常に多い。更別農業高校につきましては、21 年度の生徒数でいきますと、15.5%が村内でありまして、それ以外の 85%程度は他市町村からの通学によるものが多いという点で、その支援内容につきましてもおのずと限定せざるを得ない内容となっております。

村の支援事業に対する評価についてでございますけれども、中学卒業生数の減少等の外的要因並びに農業教育に対する需要が少しずつ薄れてきているという印象がある中で、現在の生徒数の推移から考えまして、その支援事業が一定の成果をあげているのではないかと考えているところでございます。

なお、本村の更別農業高校に対する支援につきまして、19 年度から増額をして、その期限を 23 年度までの 5 年間としてきたものでありまして、期間終了後の支援のあり方につきましては、可能な限り

早く情報を提供して、生徒の進路決定の判断に資することが必要であると考えておりますことから、更別農業高校関係者、教育振興会等とも協議をさせていただきまして、22年度中にその概要を検討、23年度にはお示しをしたいと考えているところであります。

次に、更別農業高校の存続についてのご質問であります。近年、議員のご質問にありましたとおり、各町村におきまして、地元高校に対する支援とその金額規模の増大がなされており、全体的に減少傾向にあります生徒を支援、助成等を行うことで奪い合うような形になってしまっていることにつきましては限界があると感じているところでございます。

十勝の中で生き残っていくには、生徒と保護者のニーズを適確に把握し、魅力ある学校にすることにつきまして、議員のご指摘のとおりと思います。

ご提案の農業後継者育成コースでありますとか、進学コースの設置等によります特色ある学校づくりを進めること、更に実習品の直売を可能にし、定期的な販売の確保を行う等のご提案は更別農業高校の振興に有効であると考えられるものでございますけれども、その実施にあたりましては、一方で更別農業高校が道立高校であるという制約があるのも事実であります。物品販売にあたりましての保管冷蔵庫等の関係につきましても寄付を受ける、受けない等の兼ね合いから、現実的には貸与という形でしか出来ないという道立高校の制約というものもございます。

そういったことから、町村立であれば、大きな経済負担は伴うことで町村の財政に大きな影響を与えるものではありませんが、逆にある程度の独自性を持った学校形態の確保が可能と考えます。しかし、道立高校にありましては、管内、地域のバランスを考慮しての学科配置、更に現在の厳しい道の財政状況から、新たな投資を極力抑える対応に終始している現状にあります。

また、応募の減少は、一般的な中学卒業生の普通科志向の中で、特定の目的を持っている職業科との違いが生徒の応募に影響しているものとも考えられます。

このことから、教育内容の充実で魅力ある高校を作り、職業高校を進学の選択肢に入れるようにすることが、生徒数増加の道ではないかと考えております。

更別農業高校の存続は、食糧基地十勝を支え、農業を基幹とする更別村の貴重な財産であると同時に、その経済効果の面でも本村の経済にも大きな影響を与えるものでありまして、本村にとって優先すべき位置付けにあるものと考えております。

議長
3 番菊地議員

昨年の政権交代で、民主党のマニフェストに、農業教育の充実が掲げられ、また、昨年 9 月に策定の道教委の公立高校配置計画におきましても、職業学科の学科転換という別項目が起こされまして、その中で産業構造の変化や学科の配置状況、生徒の進路動向等を考慮して、職業学科の学科転換を図ると明言されております。

このことから、他の農業高校の動向も含めまして、更別農業高校のあるべき姿について検討が進められるものと期待しているところですが、道立高校という制約の中で要望、提案をするという立場を超えることは難しいと思いますけれども、職業高校という重要な役割を維持しつつも、中学卒業生の普通科志向の希望にも合致する、そしてその形態が生徒と保護者にとって魅力ある高校となるよう、可能性と発展性の検討とともに、各種の機会を捉えて、積極的に働きかけを行っていきたいと考えております。

以上、長くなりましたが答弁とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

3 番 菊地さん

更別高等学校の閉校というようなことが万一なりましたら、地域の経済だけでなく将来の村のまちづくりにとっても非常な損失だと思います。

今も更別高校は幼稚園ですとか、保育所、また高齢者の方々とのつながりですとか、交通安全や街の清掃活動と言った様々な分野から地域の活性化に貢献してもらっています。

そこで、教育長に再質問ということでお伺いします。

もちろん道立高校ですので、行政だけで何とかなるものではないということは十分に承知しておりますけれども、地域の学校を守るにあたりまして、学校と地域と村、行政がどういうふうに関わっていくのか、その存続にどういうふうに支援をしていくのかということは非常に大事なことだと思います。地域にとって非常に大事な高校なのだということで、例えば村内の赴任してきていらっしゃる初任者研修、地域研修、産業の分野と伺っておりますけれども、その受け入れ先として更別農業高校を選定するというようなことを村の教育委員会と各学校の現場の管理職の先生方と共に更別農業高校を活用していくというふうなお考えはおありでしょうか。お伺いします。

議長
教育長

阿部教育長

村内学校の初任者職員に対する研修の場の更別農業高校での協力をいただくことについてでございます。

新たに教員に採用された職員につきましては、公の機関が行う研

修も含めまして、自主研修等かなりの回数、期間の研修を義務付けられております。その分野におきまして、産業ということも含めまして、更別農業高校をその研修の場とすることにつきましては、距離的にも非常に近いわけですし、その産業の分野の非常に大きな力を持っている学校ということで、協力をいただけるのであればというふうに情報提供を行いながら、各学校でもし新採用職員が赴任した場合には、自主研修等の場として活用が出来るように進めていきたいと思っております。なお、今年度につきましては間もなく初任者の人事異動の対応が発令されますので、それが確定しました場合は直ちにそのような取組みを進めていきたいとも考えております。

議長
3 番菊地議員

3 番 菊地さん

更別高等学校は村の農業者の後継者の方、今活躍していらっしゃる現役の農業に携わっている方々、様々な分野に人材を輩出しています。今後とも村にとって更別高等学校は必要であるということで、是非、村ぐるみで高校を守っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

以上で私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長
議長

昼食のため暫時休憩いたします。 (11 時 55 分)

休憩前に引き続き会議を開きます。 (13 時 30 分)

議長
6 番松橋議員

6 番 松橋さん

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

私は今回は 1 点だけ、村長に観光関連産業、更別村には観光関連産業というのが道の駅とカントリーパークが位置付けられて、後程質問しようかと要旨には書いていなかったのですが、そのすももの里のところにあるプラムカントリー等も僕はそうかと思えますし、温泉施設等も含まれているのではないかと考えております。

それで観光産業のことについて、札幌圏までの高速道路の開通が目前に迫り、また更別村までの高規格幹線道路、インターチェンジの完成も平成 24 年度中の計画の中、通行料の無料化の効果とあいまって、交通アクセスが大幅に変化することが予想されております。

また懸案でありました、十勝モーターパークの件が一様の解決をみました。近年のカントリーパーク、道の駅の利用者数、売上げの状態からみますと早急に新しい企画、新規の投資、また厳しいでしょうけれども、事業の縮小等も考える必要があるということで質問させていただきます。

実は 29 日、ヒロ田中さん、商工会と観光協会が後援で、この中に

大事なことが書いてあるので読ませていただきます。

十勝を代表する農業の村、更別、道東自動車道全線開通まで2年を切った中、地域を元気にしていくキーワードは交流人口の増加です。交通アクセスが便利になることは千載一遇のチャンスであり、ピンチでもあるのです。私達の村には国道236号線が通り、高規格道路、広尾自動車道の建設が進み、間もなく更別インターまで伸びてきます。また中札内村の観光、〇〇牧場には年数十万人の観光客が訪れています。そこで村を元気にするには1人でも多くのお客様に更別でお金を使い落としていただくかにかかっています。それで、前に一般質問でもした、十勝芽室のコーン炒飯等が出ていてこれは後から見たいのですね、すごく今のことに集約されているのかなと私自身思って関心したわけで使わせていただいたのです。

それでカントリーパーク、情報拠点施設の状況は役場、もちろん私どもも承知の上なのですが、確認のために若干、発表させていただきますと、平成16年から平成20年度までの5年間で入り込み数がカントリーパークの場合は2,000件の7,500人が16年度で、平成20年度が1,749件で7,312人、それで先般、社長に伺いますと、21年度は決算途中ですから確定は出来ないのですね、2月末で6,800人と若干落ちている。それでもなぜそんなに落ち込みしなかったのかなと言いますと、隣の〇〇牧場の影響で入り込みがありました。それから更別振興公社が出している道の駅との合算の比率は去年が初めて赤字ということで、139千円程の赤字を計上しました。それで16年度には両方合わせて110,000千円、それが平成20年度には89,430千円とギリ貧の状態です。それで平成21年度はまだ閉めていませんけれども、おそらく81,000千円ちょっとだろうと、赤字幅は今、確定は出来ませんが、500千円位出るかなという社長のお話でした。それで少しずつ努力はしています。聞きますと、合理化等もしていますし、冬場の人件費等も抑えてはいるのですね、やはり少しずつ減ってきて、結果として去年初めて赤字を計上したということで、アクセスが変わりますと、それも社長も私もそう思いますし、心配はしているところなのです。ただ期待感、十勝モーターパークの会社がどれだけの集客力とどんなイベントをしてくれることにかかってくることはご承知のことなのですね、道路自体が全体に向こうへ行ってしまうと、こちらは非常に通る人数が少なくなるということは絶対懸念されると思います。

それでその対策なのですね、村長なり役場の企画の人もそ

れだけのお考えはあると思うのですけれども、それで私の私案ということで若干書かせていただいて、村長なり役場の企画の人はどう思われたかわからないのですけれども、実は今後、札幌圏まで十勝とつながることは、経済効果も含めてプラス、マイナスがあるということは新聞記事等でもご承知かと思いますが今、富良野、美瑛方面にかなり自然を求めて観光客が非常に入り込んでいる。その人達にこちらへ来てもらう、それにはどういう条件が必要かと言いますと、先般、NHK で美瑛の丘の特集を 1 年間したと思います。あれは決して観光地ではなくて、じゃがいもがあって、麦があってビートもありましたけれども、花も咲いていますけれども、その 1 年間で四季にして残された大木に名前まで付けて、それを皆さんが見に来ている。農家とすれば非常に苦労しながら策をしていることは事実なのですけれども、それで十勝の春は若干、桜等も少ないのですけれども、秋口を見ますと落葉樹が 1 週間程、耕地防風林がきれいになります。それをあの 1 週間どうですかと、あれで足りなければ私の考えで、南 4 線から更南の牧場に向かって、ナナカマドを両端に 5 列くらい植えて 30 年経ったら赤い実がなっている、静内の 20 間道路には負けるかもしれないけれどもという発言をして 30 年、50 年後に自然で更別村を売るつもりはありませんか。

それと食をセッティングをして観光のイメージをそこで変えてみるつもりはありませんかというのが質問なので、それにお答えがあればお願いいたします。

議
村

長
長

岡出村長

松橋議員のご質問にお答えを申し上げます。

1 点目の、今後益々厳しさが見込まれます、道の駅、カントリーパークの今後の事業展開についてでございますが、まず近年の両施設の利用者数及び売上の状況等の概要についてご説明申し上げますと、これは議員からも今、ご質問あったとおりでございます、再度申し上げますが、利用状況につきましては、平成 16 年度を 100 とした場合、平成 20 年度では道の駅は約 91% に減少しております。これはレジ通過者の人数で計算したものでございます。それから平成 16 年度は 140,258 人、平成 20 年度は 128,655 人で 11,603 人の減ということになっております。

カントリーパークは約 96%、平成 16 年度は 7,581 人、平成 20 年度におきましては、7,312 人で 269 人の減となっております。

平成 21 年度につきましては、現在までの推計であります、前年度と比較をいたしまして、道の駅は約 87%、カントリーパークは約 98% と更に減少する状況にあります。

収支の状況でございますけれども、平成 21 年度の現時点での見込みといたしましては、カントリーパークは売上げは 21,000 千円、収支は 1,000 千円のプラス、道の駅は約 60,000 千円の売上げで、1,500 千円のマイナスになるのではないかと、従って先程、松橋議員も質問の中で申されておりましたが、最終的には 500 千円程赤字になるのではないかとこの予想が立てられておりました、これにつきましては経営努力はされてございますけれども、更に経営努力をする必要があるのではないかとこのことでございます。

これらの状況につきましては、松橋議員のご質問のとおり、不況や燃油の高騰、更には中札内のインターチェンジの供用開始、十勝インターナショナルスピードウェイの 24 時間レースの中止等に伴いましての影響が考えられるわけであります。

これからの状況でございますけれども、高規格幹線道路、帯広・広尾自動車道につきましては、更別のインターチェンジが平成 24 年度供用開始予定で事業が進められており、また、道東自動車道並びに、この高規格幹線道路の間接的効果として観光客等の入り込みが期待されるところでございまして、今、関係団体において積極的な活動の展開が計画されているところでございます。

一方でストロー効果と申しまして、札幌に集中されるという懸念もあるわけであります。

十勝スピードウェイにつきましては、MSF 株式会社が事業を継続いたしまして、十勝 24 時間レースについては、23 年度から再開に向けての計画をしているということを伺ってございますが、この十勝スピードウェイにつきましても、更別だけの展開では大変でして、やはり十勝の観光産業にとりましても大変大きな影響がありますので、十勝の財産という視点で広く広域的に応援をいただかなければならないと私は思っております、これらのことを合わせて積極的な展開をしてまいるとこのことでございます。

また村も必要な支援はしていきたいと考えているところであります。

そこで、ご質問のカントリーパーク及び道の駅の新企画、新規の投資、事業の縮小等の考えについてでございますけれども、両施設とも、これまで更別村の観光及び情報の発信の施設として、更にこれからの十勝スピードウェイの運営にも更に寄与する施設といたしまして、指定管理者制度によって事業が展開しているところでございます。

施設の整備計画といたしましては、カントリーパークにつきましては、17 年経過となりますトレーラハウスが傷んできておりまし

て、先に、更新等の検討をしたところでございますけれども、いまだ少し、利用状況等を見た上で改めて検討することとしたところでございます。

しかしながら、このままでは変わりはなく、厳しい状況から脱することが出来ないものでありまして、カントリーパークには広い敷地がありますので、敷地の有効利用を図って、花畑の造成とか収穫体験、それからイベントの誘致等、積極的な取り組みが必要と思っていますところでありまして、道の駅につきましては、更別の食というものを提供していかなければなりませんし、特産品の販売の拡大、きめ細かなイベントの展開、それら生き残りをかけて展開をしなければならないと思っております。

これら厳しい状況を観光協会や指定管理者等と共有して、また情報交換を行い、施設の整備や新しい企画等について、早急に検討してまいらなければならないと思っていますところでございます。

更別村の場合、特に目立った観光的なものはございませんので、やはり癒しの空間と言いましょうか、そういうものを提供していかなければならないと思っていますところでありまして。

ご提案いただきました並木の造成は大変私は重要なことと思っております。以前から更別村は全村、公園化を図らなければならないという大きなことが言われておりますけれども、これは現実の問題として実現可能なことでございますので、やはり全村公園化を図って、住んでよし、来てよしの村づくりのために努力していかなければならないと思っていますところでございます。

並木作りにつきましては私も可能だと思いますし、また平成 15 年の 9 月に更別村景観条例というものを作っています。その条項を見ますと本当にこのことが書かれているわけなのです。ですから私も条例を作ったら、その条例に向かって行政も住民も企業もそれに向かっていくということが重要だと思っていますところでございますので、ご提案いただきましてことにつきまして、これからの村づくりに重要なことでありますので、生かしてまいりたいと思っていますところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

6 番 松橋さん

村長の方から逆に応援歌をいただいたような気がして、感謝をするわけではないのですけれども、ナナカマドというのにちょっと入れ込みがありまして、札幌の街にナナカマドを植えますと非常に冬、小鳥が増えた。冬に小鳥が飛ぶのを喜ぶ観光客もいるかと思うのです。それを NHK のニュースで 1 回やっていましたが、何とかそうい

議長
6 番松橋議員

うものを子孫に残していった欲しいと計画をして、それとなぜ更南に向かってかという協和区の磯さんの高台からこちらを見ますと、日高山脈が素晴らしいのです。カントリーパークもいいのですが、あそこから見ますと景観が素晴らしくて、びっくりすると皆に言っています。その点も含めて何とか僕らも応援しますので、実現に向けて少しずつ手を付けて欲しいと思っております。

関連で、先に言ってしまって通告していないで申し訳なかったのですけれども、実はプラムカントリーと温泉の施設と、これは儲け等に全然ならないのはわかりますけれども、どう見ても僕はプラムカントリーも観光施設に位置付けをして、中身で言いますと更別振興公社の方は最初に 9,000 千円程の委託料があったのが今はもう 3,600 千円減らされて、今年の計画も 5,400 千円程度で努力はされている。そのプラムカントリーの方は内容的には大雑把で申し訳ないのですけれども、あれだけのものを維持しますとお金がかかるのはもちろんわかります。それで莫大な入場料ももちろん取れないということもわかりますけれども、あのようなことも観光事業の中に入れて、僕はどうもあれが農林水産業費、役場の条例の中になっっているからそうなのだと思います。それから温泉施設は老人関連のこともありますから、若干、理解はするのですけれども村営温泉だという理解に立つと、それも包括した中で観光事業というべきかなと僕は思っています。それで条例等が色々あるので、けれども、論議する場合にそういう中で更別村の入り込みはどうなのか、温泉に来ている観光客はどうなのだろうと論議することが必要かなと思っていますので、その 1 点だけお願いします。

岡出村長

最初にナナカマドの話をされたわけでありまして、モーターパーク事業を展開する時にモーターパークの緑化計画としてナナカマドを計画して欲しいと企画課長の時に要望したことがございまして、ただしナナカマドの木をよく調べますとバラ科なのです。そして植物学者に聞きますと、種芋だとかに大量に植えると影響が出るのだという話から断念した記憶がございしますが、10 メートル間隔だとか、そういう間隔で植えればそんなに僕は影響ないのではないかなと思っております、ご提案の件につきましては、検討してまいりたいと思っております。

それからプラムカントリーは農村の振興ということから農業補助だとか、そういうものをいただいて、造成した関係でそういうことになってきているわけでありまして、その縛りはなくなって来ておりますし、これからは村独自で自由な考えでやっていかなければ

議長
6 番松橋議員

ればならないなと思っております。プラムカントリーも温泉につきましても、1 つの観光施設と言いましょ、入り込みを重要視していかなければならないことでございますので、従来からの課題でもございますけれども、指定管理者を導入して新しい発想でやっていただくだとか、そういうことについて踏み込んで検討していかなければならない時代かなと思っておりますので、その中で更別の食というものも打ち出して更別のレストラン、食堂でもそういうものを提供していくのだという姿勢で行かなければこれからはなかなか近隣のお客さんも観光客も呼び込めないとの時代に入っておりますので、食というものは重要で効果のある事業でございますので、是非取組んでいきたいと思っております。

これは私ばかり先走ってもなかなか難しい面もございますが、ひとつひとつ皆さんにわかってもらえるように取り組みを進めてまいりたいと思っております。

6 番 松橋さん

いつも一般質問すると、どうしても議員の方は理事者を攻める、そちらは答弁するという形だけでも、今回 1 番意見があったような気がしてありがたいと思っておりますので、ただナナカマドと種芋の話は自分も知っております。すもももだめですから。先程言われた 20 メートル離すと。ただ、今、1 週間に 1 回ずつ今、品種を変えてきていますから、そういう問題はクリアしていけると思っております。

それで 23 年度にカントリーパークに 40,000 千円ちょっとのログハウスを計画しているが、ただ目的があって、こうなるということがあれば僕達も理解はしますし、バックよりも前に向かって行く方が大事です。ただそれと道の駅と違い、カントリーパークは安定的に人も入っていますし売上げもある。やはり食のいいものがあればプラスアルファでいくかなと期待があります。先程言いましたように、あそこの高台からこちらを見ますと本当にきれいですから、見ただけで気持ちが洗われますから、こういうことを言うと先輩方に怒られるかと思いますが、モーターパークについては僕は傍観者で見えていましたが大丈夫かなと思っていました。結果的に苦労されてここまで来たのですけれども、地元の人も含めて花火を上げた時に牛が逃げて一晩中追いかけたり、音もしましたし、皆さん村のことですから我慢しているので、それに僕達も応えることも必要だと思います。応援歌をいただいたような気持ちで僕らも応援しますので、ひとつよろしく願いいたします。

議長

これをもって、一般質問を終了いたします。

議	長	日程第 4、議案第 5 号、更別村企業立地促進等に係る産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例制定の件を議題といたします。 本案について委員長の審査報告を求めます。 高橋総務厚生常任委員長 第 1 回定例会において、総務厚生常任委員会に付託された議案について、3 月 12 日に、担当課長等の出席を求めて審査を行いました。 その審査の結果について報告いたします。 議案第 5 号、更別村企業立地促進等に係る産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例制定の件は、とかち田園地域産業活性化基本計画を受け、企業立地促進法の支援措置による固定資産税の免除をもって企業立地等の促進を図るためのものであり、本条例案を慎重に審査した結果、当委員会は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。 以上で審査の報告といたします。 これで、総務厚生常任委員長からの報告を終わります。
議	長	委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。 議案第 5 号についての、委員長報告に対する質疑の発言を許します。
議	長	(ありませんの声あり) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。
議	長	(原案賛成の声あり) これで討論を終わります。 おはかりいたします。 議案第 5 号に対する委員長報告は、原案のとおり可決であります。 議案第 5 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
議	長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。 したがって、議案第 5 号、更別村企業立地促進等に係る産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例制定の件は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 5、議案第 6 号、更別村入学祝金条例制定の件を議題といたします。 本案について委員長の審査報告を求めます。 松橋産業文教常任委員長

産業文教常任委員長

第 1 回定例会において、産業文教常任委員会に付託された議案について、3 月 12 日に、理事者、担当者等の出席を求めて審査を行いました。

その審査の結果について報告いたします。

議案第 6 号、更別村入学祝金条例制定の件は、子育て支援の一環として小、中学校への入学時に保護者の経済的負担の軽減を図るため祝金を贈呈するものであり、本条例案を慎重に審査した結果、当委員会は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で審査の報告といたします。

議 長

これで、総務厚生常任委員長からの報告を終わります。

委員長報告が終わりまりましたので、これから質疑を行います。

議案第 6 号についての、委員長報告に対する質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長

これで討論を終わります。

おはかりいたします。

議案第 6 号に対する委員長報告は、原案のとおり可決であります。

議案第 6 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 号、更別村入学祝金条例制定の件は原案のとおり可決されました

議 長

この際、日程第 6、議案第 26 号、平成 22 年度更別村一般会計予算の件から、日程第 12、議案第 32 号、平成 22 年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの 7 件を一括議題といたします。

本案について委員長からの審査報告を求めます。

菊地予算審査特別委員長

予算審査特別委員長

予算審査特別委員会に付託された平成 22 年度更別村各会計予算について、3 月 16 日、17 日の 2 日間にわたり、理事者、代表監査委員、担当課長等の出席を求めて慎重に審査を行いました。

審査の結果、それぞれの予算は、厳しい財政事情の中での編成と受け止め、適正であると認めました。

そこで、執行にあたっては、審査の中で各委員から出された提言

		等を充分参酌の上で、これらの趣旨を生かされると共に、効率的な執行を図り、村政の推進に努力されるよう特に期待するものであります。 なお、一般会計予算には新条例の制定に基づく予算が含まれており、その予算執行にあつては、その扱い等に十分留意願います。 予算審査にあたり、各委員のご協力、理事者、代表監査委員、各担当課長等の配慮に感謝を申し上げ、審査の報告を終わります。
議	長	これで、予算審査特別委員長からの報告を終わります。 これより質疑・討論並びに採決を行います。 おはかりいたします。 議案第 26 号、平成 22 年度更別村一般会計予算の件から議案第 32 号、平成 22 年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの 7 件を一括して、質疑、討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
議	長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。 したがって、議案第 26 号から議案第 32 号までの 7 件を、一括して質疑・討論・採決することに決定しました。
議	長	おはかりいたします。 予算審査特別委員会は、議長を除く全議員による委員会ですので、委員長の報告に対する質疑、討論は省略したいと思います。 また、本案 7 件を一括して採決いたしたいと思います。 このことに、ご異議ありませんか。
議	長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。 したがって、本案 7 件は、質疑、討論を省略し一括して採決することに決定しました。 これから議案第 26 号、平成 22 年度更別村一般会計予算の件から、議案第 32 号、平成 22 年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの 7 件を一括して採決を行います。 議案第 26 号から議案第 32 号までの 7 件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。 議案第 26 号から議案第 32 号までの 7 件については、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
議	長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。 したがって、議案第 26 号、平成 22 年度更別村一般会計予算の件から、議案第 32 号、平成 22 年度更別村公共下水道事業特別会計予

議長

算の件までの 7 件については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 13、請願第 1 号、戸別所得補償制度に関する請願書の件を議題といたします。

本案について、委員長の審査報告を求めます。

松橋産業文教常任委員長

産業文教常任委員長

第 1 回定例会において、産業文教常任委員会に付託されました請願第 1 号について、3 月 12 日に委員会を開催し、その審査を行いました。

その結果について報告いたします。

本請願は、平成 23 年度から畑作部分についても実施される戸別所得補償制度について、生産現場の実態に即した制度の構築、地域の実情を踏まえた実効性のある政策の着実かつ集中的な実施など、生産者が将来展望を持ち、安心して経営を継続することができる政策の確立を政府に求める内容です。

当委員会では、慎重に審査した結果、本件は、願意妥当と認め、採択と決定しました。

以上で審査の報告といたします。

議長

これで、産業文教常任委員長からの報告を終わります。

委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

請願第 1 号についての、委員長報告に対する質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

委員長報告は、採択であります。

これから請願第 1 号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長

これで討論を終わります。

おはかりいたします。

請願第 1 号に対する委員長報告は、採択であります。

請願第 1 号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、請願第 1 号、戸別所得補償制度に関する請願書の件

		は採択と決定しました。	
議	長	この際暫時休憩いたします。 (意見書案及び追加の議事日程配布)	(14時15分)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。 おはかりいたします。 ただいま、休憩中に2番高橋さんから、意見書案第1号、戸別所得補償制度に関する意見書の件が提出されました。 この際、これを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思いをします。 これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)	(14時25分)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、この際、意見書案第1号、戸別所得補償制度に関する意見書の件を、日程に追加し、議題とすることに決定しました。	
議	長	日程第14、意見書案第1号、戸別所得補償制度に関する意見書の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 2番 高橋さん	
2番高橋議員		戸別所得補償制度に関する意見書の提案理由を申し上げます。 内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。 平成23年度から畑作部分についても実施される戸別所得補償制度は、農業者にとってきわめて重要な政策であり、生産現場は大きな期待と関心を持っていますが、輪作体系の維持確立、てん菜などの地域特産物の存在など、特有の課題がある畑作農業について、生産現場の実態に即した制度構築に対する不安を抱えています。食料自給力・自給率の向上や地域経済の維持・発展に重要な役割を果たしている農業経営体の育成・確保など、自ら創意工夫を行う地域・農業者のために、政府一体となり地域の実情を踏まえた実効性のある政策を着実かつ集中的に実施していく必要があります。 生産者が将来展望を持ち、安心して経営を継続することができる政策の確立を政府に求めるため、別紙意見書を、本多議員の賛成を得て提出するものです。ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。	
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)	
議	長	質疑なしと認めます。	

議

長

これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(異議なしの声あり)

これで討論を終わります。

これから意見書案第 1 号、戸別所得補償制度に関する意見書の件
を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議

長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第 1 号は原案のとおり可決されました。

議

長

日程第 15、閉会中の所管事務調査について、総務厚生常任委員会
は、乳幼児保育の状況について、産業文教常任委員会は、農業関連
の村単独助成状況について、議会運営委員会は、議会運営について、
議長の諮問に関する事項について、議会広報の発行について、それ
ぞれ閉会中の所管事務調査として調査したい旨、各委員長より申し
出があります。

おはかりいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異
議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議

長

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付す
ることに決定しました。

議

長

以上をもって、本定例会に付議された案件は、全部終了いたしま
した。

したがって、会議規則第 7 条の規定により本日をもって閉会いた
したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議

長

異議なしと認めます。

したがって本定例会は、本日をもって閉会することに決定しまし
た。

これにて平成 22 年第 1 回更別村議会定例会を閉会いたします。

(14 時 35 分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 22 年 3 月 19 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 本 多 芳 宏

同 議員 赤 津 寛一郎

